

岩沼市民バスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

岩沼市民バスの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に岩沼市民バスの設置及び管理に関する条例第6条第3号の規定により発行されている定期乗車券の取扱いについては、当該乗車券の期限内に限り、なお従前の例による。